



2025 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 PHC ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 出口 恭子
(コード：6523、東証プライム市場)
問合せ先 経営管理部 上席部長 木村 正志
(TEL. 03-5408-7280)

パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU) 及びリストリクテッド・ストック・ユニット (RSU)
に基づく新株式発行に関するお知らせ

PHC ホールディングス株式会社 (以下「当社」) は、本日の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行 (以下「本新株式発行」) を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025 年 6 月 16 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 304,336 株
(3) 発行価額	1 株につき 939 円
(4) 発行総額	285,771,504 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	<PSU に基づく株式の割当て> ・当社の従業員及び当社子会社の従業員 2 名 265 株 (※1) <RSU に基づく株式の割当て> ・当社の独立社外取締役 3 名 18,537 株 ・当社の執行役員 5 名 9,210 株 ・当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員 664 名 276,324 株 (※1) ※1 退職者 5 名を含みます。
(6) その他	本新株式発行のうち、国内における募集 (138,974 株) については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、持続的な企業価値の向上を動機づけるインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役 (社外取締役を除きます。)、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象として、事後交付型業績連動型株式報酬制度 (以下「PSU 制度」) を導入しております。

また、当社は、グローバルな事業展開と成長の実現に向け、株価上昇と企業価値向上のインセンティブを一層高めるとともに、国籍や経験等の点で多様性に富んだ優秀な人材を確保することを目的として、当社の独立社外取締役、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員 (以下、PSU 制度の対象者と併せて「対象

者」を対象に、グローバルに広く利用されている、事後交付型株式報酬制度（以下「RSU 制度」といい、PSU 制度と併せて「本制度」）を導入しております。

2025 年 5 月 28 日付の取締役会決議に基づく今回の新株式発行は、当社が本制度に基づき対象者に付与したパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」）及びリストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」といい、PSU と併せて「ユニット」）の一部が 2025 年 3 月 31 日付で権利確定したことにより行われるものです。

3. 本制度の概要

<PSU 制度>

PSU 制度は、対象者に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」。なお、当初の評価期間は、2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの 3 事業年度とします。）中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

<RSU 制度>

RSU 制度は、対象者に対し、当社取締役会が定める期間に応じた数（原則として 3 年分に相当する数）の RSU を事前に支給し、1 年経過する毎に、継続勤務を条件として、かかる期間が満了するまでの年数に応じて按分した RSU（原則として、毎年 3 分の 1 ずつ）を確定させ、当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

（1）当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、各対象者に交付する当社普通株式の数に応じ、(i) 対象者の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（当社の取締役が対象者となる場合に限り、）又は(ii) 現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象者に支給し、各対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資する方法により、当社普通株式を対象者に割り当てます。

上記(i)の方法による場合、当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、ユニットが確定し、交付される株式数に、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下「決議日前日終値」）を乗じた金額を対象者の報酬額として算出します。上記(ii)の方法による場合、各対象者に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが確定し、交付される株式数に、決議日前日終値を乗じて算定します。

（2）途中退任時の取扱い

ユニットの確定は、原則として、その確定時に対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員等であることを条件としますが、対象者がユニットの確定前にその地位を喪失した場合であっても、当社取締役会であらかじめ定める事由による地位喪失のときは、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（但し、PSU 制度における当社の社外取締役を除く取締役に関しては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 165 百万円以内、RSU 制度における当社の独立社外取締役に関しては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 53 百万円以内といたします。）を支給することができるものといたします。

（3）ユニットの消滅事由等

対象者が、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部又は一部を喪失するものとします。また、ユニットの確定後に、かかる事由又はその原因となる行為が確定前に存在していたことが判明した場合において当社が相当と認めたときは、対象者は、かかるユニットに関して交付を受けた当社普通株式の全部若しくは一部又は相当する額の金銭を無償で返還するものとします。

(4) 組織再編時の取扱い

当社は、当社普通株式交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会）で承認された場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（但し、PSU 制度における当社の社外取締役を除く取締役に関しては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 165 百万円以内、RSU 制度における当社の独立社外取締役に関しては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 53 百万円以内といたします。）を支給することができるものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行に係る発行価額については、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 5 月 27 日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 939 円としております。これは、取締役会決議日の前営業日の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上